

菊川市若者世帯定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における若者世帯及び子育て世帯の住宅取得を支援することで、当該世帯の定住を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、市内に定住するための住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 住民基本台帳に記録され、10年以上住み続けることをいう。
- (2) 若者世帯 夫又は妻のいずれかが取得した住宅に入居した日（転入又は転居届により住所を移動した日。以下「基準日」という。）において、夫又は妻のいずれかが満40歳未満である法律上婚姻関係にある夫婦がいる世帯
- (3) 子育て世帯 基準日に満40歳未満の親とその子がいる世帯
- (4) 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている戸建て住宅（居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。）又はマンションをいう。
- (5) 取得 住宅の新築又は新築住宅若しくは中古住宅の購入をいう。
- (6) 取得費用 住宅の新築にあつては、工事請負契約書の金額（建物本体工事費に限る。）、住宅の購入にあつては、売買契約書の金額（建物本体価格に限る。）をいい、併用住宅の場合は、居住の用に供さない部分に係る額（全体面積に対する住居以外の面積により按分した額）を除いた額とする。
- (7) 賃貸住宅 賃貸借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる者は、本市に定住するため市内に住宅を取得し、所有権保存又は移転登記をした者で前条第2号アの世帯にあつては、夫婦のいずれか一方、同号イの世帯にあつては、親（以下「補助対象者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 基準日の前1年間の住所が市内（賃貸住宅は除く。）にない者
 - (2) 当該住宅に同居する子の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校又は中学校への就園又は就学のために、本市に住所を変更（取得した住宅の工事請負契約日又は売買契約日後に限る。）した者であつて、当該住所変更前1年間の住所が市内にない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助しない。
- (1) この要綱の施行日以前に締結した工事請負契約又は売買契約により住宅を取得した場合
 - (2) 基準日から6か月を経過した場合
 - (3) 補助対象者が属する若者世帯又は子育て世帯が、取得した住宅に居住していない場合（居住実態はあつても住民基本台帳に記録されていない場合を含む。）
 - (4) 取得した住宅に居住する世帯の構成員が、市税を滞納している場合

- (5) 取得した住宅が、関係法令に違反している場合
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する構造基準（昭和56年6月1日に施行された耐震設計基準。以下「新耐震設計基準」という。）に適合しない住宅を取得した場合
- (7) 客観的に前住所地が賃貸住宅であることが証明できない場合（前住所地が市内の賃貸住宅の場合に限る。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、取得費用の10分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、限度額は次の表に掲げるとおりとする。

区分	要件	限度額
三世代同居住宅 三世代隣接住宅	補助対象者とその子（小学生以下の子に限る。）からなる子育て世帯が、補助対象者の親又は祖父母と同居するための住宅（以下「三世代同居住宅」という。）を取得した場合	40万円
	補助対象者とその子（小学生以下の子に限る。）からなる子育て世帯が、補助対象者の親又は祖父母が所有し、かつ、居住する住宅に隣接（それぞれの住宅敷地が面的に接している状態）した住宅（以下「三世代隣接住宅」という。）を取得した場合	
一般世帯	補助対象者が住宅（三世代同居住宅又は三世代隣接住宅を除く。）を取得した場合	25万円

- 2 補助対象者以外の者と共有で取得した場合における前項の取得費用は、補助対象者の持分の率を前項の取得費用に乗じた額とする。ただし、補助対象者が第2条第2号アの若者世帯の夫婦のいずれかであり、共有して所有する者が補助対象者の妻又は夫である場合は、その者の持分と補助対象者の持分を加えた率を前項の取得費用に乗じて得た額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、菊川市若者世帯定住促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる住宅取得の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の新築

- ア 取得した住宅に居住している世帯全員の戸籍の附票及び全部事項証明書
- イ 取得した住宅の位置図、配置図及び各階平面図
- ウ 取得した住宅に係る登記事項証明書
- エ 取得した住宅に係る工事請負契約書の写し（外構工事等建物本体以外の工事を含む契約の場合は、建物本体工事費が分かる内訳書の写しを添付すること。）
- オ 取得した住宅に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域外においては、建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要

な住宅に限る。)

(2) 新築住宅の購入

- ア 取得した住宅に居住している世帯全員の戸籍の附票及び全部事項証明書
- イ 取得した住宅の位置図、配置図及び各階平面図
- ウ 取得した住宅に係る登記事項証明書
- エ 取得した住宅に係る売買契約書の写し（土地代等建物以外の物件を含む契約の場合は、建物本体価格が分かる内訳書の写しを添付すること。）
- オ 取得した住宅に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域外においては、建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅に限る。）

(3) 中古住宅の購入

- ア 取得した住宅に居住している世帯全員の戸籍の附票及び全部事項証明書
- イ 取得した住宅の位置図、配置図及び各階平面図
- ウ 取得した住宅に係る登記事項証明書
- エ 取得した住宅に係る売買契約書の写し（土地代等建物以外の物件を含む契約の場合は、建物本体価格が分かる内訳書の写しを添付すること。）
- オ 取得した住宅に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証を交付していることがわかる書類（都市計画区域外においては、建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅に限る。）
- カ オの確認済証の交付日が昭和56年5月31日以前の場合は、取得した住宅が新耐震設計基準に適合していることを証する書類

2 三世代隣接住宅の取得に係る補助金を受けようとする者は、前項に規定する書類のほか、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 隣接した住宅に居住している親又は祖父母の戸籍の附票又は住民票の写し
- (2) 隣接した住宅に居住している親又は祖父母の住宅に係る登記事項証明書

3 第3条第1項第2号に該当し補助金を受けようとする者は、就園又は就学をしていることがわかる書類

4 第1項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。
(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定し、その旨を菊川市若者世帯定住促進補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号。以下「交付決定及び確定通知」という。）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定及びその額の確定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この補助金は、本市への定住を目的として交付するものであるため、交付申請に当

たり、取得した住宅に居住することとなった者は、死亡、転勤、就学、療養等やむを得ない事情による場合を除き、当該住宅に10年以上居住すること。

(請求の手續)

第8条 交付決定及び確定通知を受領した申請者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定及び確定通知を受領した日から起算して30日を経過した日までに1部提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消しの通知)

第9条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市若者世帯定住促進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第10条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、菊川市若者世帯定住促進補助金返還請求書(様式第5号)により当該補助金の返還の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還をさせる場合において、第7条第2号の交付の条件に違反しているときは、次の各号に掲げる居住期間に応じ当該各号に掲げる額について、返還を請求するものとする。

(1) 1年未満のとき 補助金の全額

(2) 1年以上2年未満のとき 補助金の10分の9の額

(3) 2年以上3年未満のとき 補助金の10分の8の額

(4) 3年以上4年未満のとき 補助金の10分の7の額

(5) 4年以上5年未満のとき 補助金の10分の6の額

(6) 5年以上6年未満のとき 補助金の10分の5の額

(7) 6年以上7年未満のとき 補助金の10分の4の額

(8) 7年以上8年未満のとき 補助金の10分の3の額

(9) 8年以上9年未満のとき 補助金の10分の2の額

(10) 9年以上10年未満のとき 補助金の10分の1の額

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この附則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
 菊川市若者世帯定住促進補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
 申請者 氏 名
 電話番号 ()

菊川市若者世帯定住促進補助金の交付を受けたいので、菊川市若者世帯定住促進補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

住 宅 取 得 の 区 分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築 <input type="checkbox"/> 新築住宅の購入 <input type="checkbox"/> 中古住宅の購入
取 得 住 宅 の 敷 地	菊川市
取 得 住 宅 の 用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
取得住宅の延床面積	住宅部分 . m ² (住宅以外の部分 . m ²)
基 準 日	年 月 日
住 宅 取 得 費 用	円
三 世 代 同 居 ・ 隣 接	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 三世帯同居住宅 <input type="checkbox"/> 三世帯隣接住宅) <input type="checkbox"/> 無
交 付 申 請 額	円

備考

- 1 「住宅取得の区分」欄は、該当する□に \blacktriangleright 点を付すこと。なお、新築住宅及び中古住宅には、マンションも含まれます。
- 2 「取得住宅の敷地」欄は、取得住宅の所在地を記載すること。
- 3 「取得住宅の延床面積」欄は、専用住宅の場合は住宅部分のみに、併用住宅の場合は住宅部分の面積と()内に住宅以外の部分の面積を記載すること。
- 4 「基準日」欄は、転入又は転居届により住所を取得した住居に移動した日を記載すること。
- 5 「住宅取得費用」欄は、住宅の新築の場合は工事請負契約書の金額のうち建物本体工事費、新築住宅又は中古住宅の購入の場合は売買契約書の金額のうち建物本体価格を記載すること。
- 6 「三世帯同居・隣接」欄は、取得住宅が三世帯同居住宅又は三世帯隣接住宅に該当する場合は、有の□及び()内の該当する項目の□に \blacktriangleright 点を付し、該当しない場合は、無の□に \blacktriangleright 点を付すこと。

(裏面)

<住宅取得の区分ごとの添付書類>

「住宅取得の区分」欄の「住宅の新築」にレ点を付した場合	① 取得した住宅に居住している世帯全員の戸籍の附票及び全部事項証明書 ② 取得した住宅の位置図、配置図及び各階平面図 ③ 取得した住宅に係る登記事項証明書 ④ 工事請負契約書の写し（外構工事等建物本体以外の工事が含まれている場合は、内訳書の写しを添付すること。） ⑤ 取得した住宅に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域外においては、建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅に限る。）
「住宅取得の区分」欄の「新築住宅の購入」にレ点を付した場合	① 取得した住宅に居住している世帯全員の戸籍の附票及び全部事項証明書 ② 取得した住宅の位置図、配置図及び各階平面図 ③ 取得した住宅に係る登記事項証明書 ④ 売買契約書の写し（土地代等住宅以外の物件が含まれている場合は、内訳書の写しを添付すること。） ⑤ 取得した住宅に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域外においては、建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅に限る。）
「住宅取得の区分」欄の「中古住宅の購入」にレ点を付した場合	① 取得した住宅に居住している世帯全員の戸籍の附票及び全部事項証明書 ② 取得した住宅の位置図、配置図及び各階平面図 ③ 取得した住宅に係る登記事項証明書 ④ 売買契約書の写し（土地代等住宅以外の物件が含まれている場合は、内訳書の写しを添付すること。） ⑤ 取得した住宅に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又は同法第7条第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域外においては、建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅に限る。） ⑥ 取得した住宅が新耐震設計基準に適合している事を証する書類（取得住宅に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付年月日が昭和56年5月31日以前の場合に限る。）
「三世帯同居・隣接」欄の「三世帯隣接住宅」にレ点を付した場合	① 隣接した住宅に居住している親又は祖父母の戸籍の附票又は住民票の写し ② 隣接した住宅に居住している親又は祖父母の住宅に係る登記事項証明書

<交付申請額の算出根拠>

請負工事契約額又は売買契約額（契約書より） _____円 (a)

(a)のうち建物本体以外の工事又は住宅以外の物件に係る費用（内訳書より） _____円 (b)

住宅取得費用 (a) - (b) = _____円 (c)

住宅取得費用から算出する補助額

イ 三世帯同居又は隣接住宅以外の場合 (c) × 0.1 = _____円 (d)

ロ 三世帯同居又は隣接住宅の場合 (c) × 0.2 = _____円 (e)

補助金の限度額

イ 三世帯同居又は近接住宅以外の場合 250,000円 (f)

ロ 三世帯同居又は近接住宅の場合 400,000円 (g)

交付申請額 (d)か(f)又は(e)か(g)のいずれか小さい額 円

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市若者世帯定住促進補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった菊川市若者世帯定住促進補助金の交付について、次のおり決定し、及び確定します。

なお、この通知を受領した日から30日以内に別添請求書により請求してください。

1 補助金の名称 菊川市若者世帯定住促進補助金

2 住宅取得の区分

3 三世帯同居住宅又は隣接住宅の有無

4 交付額 円

5 交付の条件

- (1) 補助金の適切な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この補助金は、本市への定住を目的として交付するものであるため、交付申請に当たり、取得した住宅に居住することとなった者は、死亡、転勤、就学、療養等やむを得ない事情による場合を除き、当該住宅に10年以上居住すること。
- (3) 菊川市補助金等交付規則及び菊川市若者世帯定住促進補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定及び確定を受けた菊
川市若者世帯定住促進補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 () 印

口座振替先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他 ()
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市若者世帯定住促進補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号による菊川市若者世帯定住促進補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更正決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第5号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
菊川市若者世帯定住促進補助金返還請求書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市若者世帯定住促進補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の金額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 更正決定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日